平成２２年（フ）第１９３号
兵庫県高砂市伊保崎２丁目12―９、住民票上の住所兵庫県姫路市北条梅原町27番地ロイヤルコーポ303
債務者　酒澤　　結（旧姓牧野・増田）
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１３号
兵庫県赤穂市有年牟礼415番地
債務者　前　冨士子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１４号
兵庫県赤穂市有年牟礼415番地
債務者　市川奈織子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２８号
兵庫県加古川市平岡町新在家１丁目255番地の２　ハイツアメニティ205号
債務者　日野　勝元
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２９号
兵庫県姫路市飾磨区清水112番地　飾磨サンハイツ201号
債務者　和田　正司
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３０号
兵庫県姫路市飾磨区清水112番地　飾磨サンハイツ201号
債務者　枡田　邦子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８７号
広島市安佐北区可部東３丁目13番11号
債務者　野関　典子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５９号
広島市佐伯区河内南２丁目23番10号
債務者　竹内　泰治
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６０号
広島市佐伯区河内南２丁目23番10号
債務者　竹内　恵子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８０号
広島県東広島市西条中央７丁目７番19号ファミールヒルズＣ103号
債務者　澤田　　縁
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８８号
広島市安佐南区西原４丁目６番20号
債務者　中條　美恵
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７７号
福岡県久留米市原古賀町21番地15　トータルエース寮305号
債務者　桐原　清直
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９６号
福岡県久留米市東合川新町５番３―503号
債務者　秋山　　稔
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１６号
福岡県久留米市高良内町2347番地188
債務者　松井　　健
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６０号
北九州市小倉北区片野４丁目13番30―201号
債務者　小金丸辰一朗
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４８号
北九州市小倉北区清水２丁目12番４号　中山ビル301号
債務者　河谷千鶴世
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９３号
北九州市八幡西区三ツ頭２丁目９番20号
債務者　菱岡かおり
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部